運営規程（例）

|  |  |
| --- | --- |
| 運営規程の記載例 | 作成に当たっての留意事項 |
| **障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律****に基づく○○○（障害者支援施設）運営規程**（指定障害者支援施設等の目的）第１条　＊＊＊が設置する○○○（以下「施設」という。）において実施する指定障害福祉サービスの障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、障害者支援施設の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な施設障害福祉サービスの提供を確保することを目的とする。（運営の方針）第２条　施設は、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供するものとする。２　施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めるものとする。３　施設は、施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）に基づき、利用者の心身の状況に応じて、支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。４　施設の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。５　施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。６　施設は、正当な理由がないときは、施設障害福祉サービスの提供を拒まないものとする。７　施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。８　施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。９　前八項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成１８年厚生労働省令第１７１号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成２４年千葉県条例第８８号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、施設障害福祉サービスを提供するものとする。（施設の名称等）第３条　施設障害福祉サービスを行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。（１）名称　○○○（２）所在地　千葉県××市×丁目×番×号（提供する施設障害福祉サービスの種類）第４条　施設において提供する施設障害福祉サービスの種類は、次のとおりとする。（１）施設入所支援（２）生活介護（３）自立訓練（機能訓練）（４）自立訓練（生活訓練）（５）就労移行支援（６）就労継続支援Ｂ型（従業者の職種、員数及び職務の内容）第５条　施設における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、厚生労働省令等で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。（１）管理者　１名（常勤職員）　管理者は、従業者の管理、利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている施設障害福祉サービスの提供に関し、施設の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。（２）サービス管理責任者　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）（３）医師　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）（４）看護職員　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）（５）理学療法士　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）（６）作業療法士　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）（７）生活支援員　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）（８）職業指導員　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）（９）運転手　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）（１０）栄養士　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）（１１）調理員　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）（１２）事務職員　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）２　前項のほか、施設には次に掲げる職種、員数の職員を置くものとする。（１）施設入所支援ア　サービス管理責任者　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）　サービス管理責任者は、次の業務を行う。（ア）適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討する。（イ）アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成する。（ウ）施設障害福祉サービス計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した施設障害福祉サービス計画を記載した書面（以下「施設障害福祉サービス計画書」という。）を利用者に交付する。（エ）施設障害福祉サービス計画作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、生活介護については少なくとも●月に○回以上、自立訓練（機能訓練）については少なくとも▲月に△回以上、自立訓練（生活訓練）については少なくとも▼月に▽回以上、就労移行支援については少なくとも■月に□回以上、就労継続支援Ｂ型については少なくとも◆月に◇回以上施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて施設障害福祉サービス計画を変更する。（オ）利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握する。（カ）利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、地域生活への移行へ向けた支援を行う。（キ）他の従業者に対する技術指導又は助言等を行う。イ　生活支援員　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）　生活支援員は、・・・を行う。ウ　栄養士　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）　栄養士は、・・・を行う。エ　調理員　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）　調理員は、・・・を行う。オ　事務員　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）　事務員は、必要な事務を行う。（２）生活介護ア　サービス管理責任者　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）　サービス管理責任者は、前号アに規定する業務を行う。イ　医師　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）　医師は、・・・を行う。ウ　看護職員○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）　看護職員は、・・・を行う。エ　理学療法士　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）　理学療法士は、・・・を行う。オ　作業療法士　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）　作業療法士は、必要な事務を行う。カ　生活支援員　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）　生活支援員は、・・・を行う。キ　運転手　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）　運転手、・・・を行う。ク　栄養士　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）　栄養士は、・・・を行う。ケ　調理員　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）　調理員は、・・・を行う。コ　事務員　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）　事務員は、必要な事務を行う。（３）から（６）まで　省略（昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間等）第６条　施設において提供する施設障害福祉サービスのうち、昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。（１）施設入所支援ア　営業日　月曜日から土曜日までイ　営業時間（サービス提供時間）　平日　８：３０～１８：００（９：００～１７：００）　土曜日　８：３０～１３：００（９：００～１２：００）ウ　年間の休日　日曜日、祝日及び１２月２９日から１月３日まで（２）生活介護ア　営業日　月曜日から土曜日までイ　営業時間（サービス提供時間）　平日　８：３０～１８：００（９：００～１７：００）　土曜日　８：３０～１３：００（９：００～１２：００）ウ　年間の休日　日曜日、祝日及び１２月２９日から１月３日まで（３）から（６）まで　省略（提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員等）第７条　施設において提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの１日当たりの利用定員は、次のとおりとする。（１）施設入所支援　○人（２）生活介護　○人（３）から（６）まで　省略２　施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。（提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容）第８条　施設が提供する施設障害福祉サービスの内容は、次のとおりとする。（１）施設障害福祉サービス計画の作成（２）施設入所支援　施設が提供する施設入所支援の内容は、主として夜間において、次に掲げる便宜を供与するものとする。ア　食事の提供（ア）正当な理由なく、食事の提供を拒まないものとする。（イ）食事の提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。（ウ）食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。（エ）献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法については、○○保健所等の指導のもと、適切に実施するものとする。イ　入浴又は清拭ウ　排泄の自立についての必要な援助　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。エ　身体の介護オ　訓練の実施　訓練は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。カ　生活相談キ　健康管理　常に利用者の健康の状況に注意するとともに、毎年○回定期に健康診断を行うものとする。ク　アからキまでに掲げる便宜に附帯する便宜　離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、訓練、支援、相談、助言を含むものとする。（３）生活介護　施設が提供する生活介護の内容は、主として昼間において、次に掲げる便宜を供与するものとする。ア　食事の提供イ　入浴又は清拭ウ　身体の介護エ　機能訓練オ　創作的活動カ　生産活動キ　余暇活動ク　生活相談ケ　健康管理コ　訪問支援サ　送迎サービスシ　アからサまでに掲げる便宜に附帯する便宜　離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言を含むものとする。（４）から（７）まで　省略（８）社会生活上の便宜の供与ア　施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。イ　施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、利用者及びその家族の同意をもって行うものとする。ウ　施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。（９）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜　第２号から第５号までに附帯するその他必要な指導、訓練、相談、助言を含むものとする。（利用者から受領する費用の種類及びその額等）第９条　施設は、施設障害福祉サービスを提供した際には、利用者から当該施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。２　施設は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、利用者から法第２９条第３項の規定により算定された介護給付費及び訓練等給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、提供した施設障害福祉サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。３　施設は、前二項のほか、次に定める費用を利用者から徴収するものとする。（１）施設入所支援ア　食事の提供に要する費用及び光熱水費（ア）朝食　１食につき○○○円（うち食材料費○○○円）（イ）昼食　１食につき○○○円（うち食材料費○○○円）（ウ）夕食　１食につき○○○円（うち食材料費○○○円）（エ）間食　１食につき○○○円（うち食材料費○○○円）（オ）光熱水費　月額○○○円　実費に相当する額とする。ただし、法第３４条第１項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者自立支援法施行令（平成１８年政令第１０号。以下、「令」という。）第２１条の３第１項に規定する食費等の費用基準額を、又は法第３４条第２項において準用する法第２９条第６項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり施設に支払われた場合は、令第２１条の３第１項に規定する食費等の負担限度額を限度とする。イ　日用品費の実費ウ　被服費の実費エ　厚生労働大臣が定める基準に基づき、利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用　月額○○○円オ　その他施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費（２）生活介護ア　食事の提供に要する費用（ア）朝食　１食につき○○○円（うち食材料費○○○円）（イ）昼食　１食につき○○○円（うち食材料費○○○円）（ウ）夕食　１食につき○○○円（うち食材料費○○○円）　ただし、令第１７条第１項第２号から第４号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、１日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。イ　入浴サービスに要する光熱水費　１回につき○○円ウ　創作的活動に要する材料費　１日につき○○円エ　日用品費の実費オ　次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う訪問支援に要する交通費（ア）公共交通機関等を利用した場合の実費（イ）施設の自動車を使用した場合ａ　施設から○○キロメートル未満　１回（片道）当たり○○○円ｂ　施設から○○キロメートル以上　１回（片道）当たり○○○円カ　送迎サービスの提供に係る費用（ア）次条に規定する通常の事業の実施地域　１回（片道）当たり○○○円（イ）次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域ａ　施設から○○キロメートル未満　１回（片道）当たり○○○円ｂ　施設から○○キロメートル以上　１回（片道）当たり○○○円キ　その他生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費（３）から（６）まで　省略４　施設は、前三項に係る費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。５　施設は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。（昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域）第１０条　施設において提供する施設障害福祉サービスのうち、昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。（１）生活介護　○○市の全域とする。（２）から（５）まで　省略（サービスの利用に当たっての留意事項）第１１条　利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意するものとする。（１）○○○こと（２）○○○こと（３）○○○こと（工賃の支払等）第１２条　施設は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。２　前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる１月当たりの工賃の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）は、３千円を下回ってはならない。３　施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。４　就労継続支援Ｂ型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。（施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い）第１３条　施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね３月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにするものとする。（利用者負担額等に係る管理）第１４条　施設は、当該施設において施設入所支援を受ける利用者（体験的な利用に係る利用者を除く。）が同一の月に施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたとき、または、当該施設において施設入所支援を受ける者を除く利用者からの依頼を受けて、当該利用者が同一の月に施設が提供する指定障害福祉サービス等を受けたときは、それぞれの利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第２９条第３項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定しなければならない。この場合において、施設は、利用者負担額等合計額が、令第１７条第１項に規定する負担上限月額、又は令第２１条第１項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認しなければならない。２　前項の費用を算定した場合、施設は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。３　施設は、体験的な利用に係る利用者から依頼を受けた場合は、当該利用者について前項に定める利用者負担額に係る管理を行わなければならない。（勤務体制の確保等）第１５条　施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提　供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者の兼務関係等を明確にした勤務表を毎月作成するものとする。２　施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該施設の職員によって当該サービスを提供するものとする。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない次の業務については、第三者に委託するものとする。（１）施設内外の清掃業務（２）リネン等の洗濯業務（３）調理業務（４）施設設備の修繕等（５）前各号のほか、施設の維持・管理・運営上必要な業務であって、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務（緊急時等における対応方法）第１６条　従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。２　主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。（非常災害対策）第１７条　施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。（施設障害福祉サービスを提供する主たる対象者）第１８条　施設において提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに定める主たる対象者は、次のとおりとする。（１）施設入所支援ア　身体障害者（細分なし、肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語障害、内部障害）イ　知的障害者ウ　精神障害者エ　難病等対象者（２）生活介護ア　身体障害者（細分なし、肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語障害、内部障害）イ　知的障害者ウ　精神障害者エ　難病等対象者（３）から（６）まで　省略（苦情解決）第１９条　施設は、提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。２　施設は、提供した施設障害福祉サービスに関し、法第１０条第１項の規定により市町村が、また、法第１１条第２項又は法第４８条第１項の規定により千葉県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村又は、千葉県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、千葉県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。３　施設は、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。（虐待防止に関する事項）第２０条　施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。２　虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業員に周知徹底する。（身体拘束の適正化）第２１条　施設は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。２　身体拘束等の適正化のための対策委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。３　身体拘束等の適正化のための指針を整備する。４　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。（感染症や災害への対応力の強化）第２２条　施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。（１）感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。（２）感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。（３）従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。２　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。３　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。４　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。５　事業者は、第３項に規定する（非常災害に備えるための）訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。（ハラスメント対策）第２３条　適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。（医療機関との連携強化・感染症対応力の向上）第２４条　指定障害者支援施設等は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。２　指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。（地指定障害者支援施設等の一般原則）第２５条　指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、地域生活支援拠点等又は相談支援事業者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。２　指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、相談支援事業者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。（地域移行等意向確認担当者の選任等）第２６条　指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向や施設外のサービスの利用状況等の把握及び施設外におけるサービスの利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。２　地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に関する指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。３　地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、地域生活支援拠点等又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。（その他運営に関する重要事項）第２７条　施設は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。（１）採用時研修　採用後○か月以内（２）継続研修　年○回２　職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。３　職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。４　施設は、法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。５　施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。６　施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する諸記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から５年間保存するものとする。７　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は＊＊＊と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。附則　この規程は、（元号）○年○月○日から施行する。　この規程は、（元号）○年○月○日から施行する。 | 「○○○」は、施設の正式名称を記載してください。「＊＊＊」は、開設者（法人名）を、「○○○」は、施設の正式名称を記載してください。「○○○」は、施設の正式名称を記載してください。所在地は、住居表示等を正確に記載してください。（２）以降は、施設において提供する昼間実施サービスについて記載してください。就労継続支援Ｂ型については、経過措置として、平成２４年３月３１日までの間、特定旧法受給者に対して提供するものとして認められるものになります。各職種の職務の内容も簡潔に記載してください。職名は、法人及び施設内部で定めている呼称ではなく、本体施設の指定基準で配置を求められている職名で記載してください。従業者の職種等の記載に際しては、「付表８　その１　障害者支援施設の指定に係る記載事項」、「付表８　その３　従業員の職種・員数に係る記載事項」及び「参考様式５－１　従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表」の記載内容（人数・常勤/非常勤・専従/兼務等）と一致しているか確認してください。理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができますので、この場合は、「機能訓練指導員」と記載してください。配置しない職種は記載しないでください。少なくとも６月に１回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも３月に１回以上）、施設障害福祉サービス計画の見直しが必要です。（２）以降は、施設において提供する昼間実施サービスについて記載してください。「省略」と記載されている部分は、提供するサービス全てについて、同様に記載してください。以下同じ。営業日、営業時間等を設定してください。「営業日」「営業時間」は、利用の受付等が可能な日及び時間を、「サービス提供時間」は、利用者に対するサービス提供が可能な時間をそれぞれ記載してください。なお、日曜日、祝日、年末年始等にかかわらず営業又はサービス提供を行う場合は、「年中無休」等と記載してください。サービス提供時間の下限はありませんが各サービス計画に位置付けられた内容のサービスを行うに必要な時間を設定してください。左記事例は一例であり、運営規程の作成に当たっては、実際に営業する日時、サービス提供時間及び休日について記載してください。施設で定める定員を記載してください。（エ）について、施設に栄養士を配置する場合は、記載しないでください。イについて、昼間実施サービスの生活介護として、入浴等を提供しない場合は記載しないでください。オについて、昼間実施サービスとして該当するサービスを提供しない場合は、記載しないでください。キについて、施設入所支援を利用する利用者に対しては、毎年２回以上定期に健康診断を行うものとしています。イ、オ、カ、キ、コ及びサについて、昼間実施サービスの生活介護として、当該便宜を提供しない場合は、記載しないでください。「及び訓練等給付費」について、昼間実施サービスとして該当するサービスを提供しない場合は、記載しないでください。（２）以降は、施設において提供する昼間実施サービスごとに記載してください。（ア）から（ウ）までについて、実際に提供する食事を記載してください。イ、ウ、オ及びカについて、昼間実施サービスとして該当するサービスを提供しない場合は、記載しないでください。設定してください。留意事項を施設において設定してください。工賃の支払が発生しないサービスのみ提供する場合は、記載しないでください。ただし書きについて、施設が、当該施設の運営上必要な業務のうち、利用者の支援に直接影響を及ぼさないものについて第三者に委託する場合のみ記載してください。その内容については左記に該当するもの、また、左記以外のものがあればそれも記載してください。特定する場合は「参考様式７　指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等」による届出内容を記載してください。身体障害者の後ろの括弧内は、該当するもの以外を削除してください。なお、障害の種類に関係なく対象とするときは、「身体障害者（細分なし）」のように記載してください。＊Ｒ３年度改正にて追加＊Ｒ３年度改正にて追加＊Ｒ３年度改正にて追加＊Ｒ３年度改正にて追加＊Ｒ６年度改正にて追加＊Ｒ６年度改正にて追加＊Ｒ６年度改正にて追加「＊＊＊」は、開設者（法人名）を記載してください。指定開始予定の年月日を記載してください。改正する場合は、改正後の施行年月日を一番下に加筆してください。 |